

平成26年4月1日施行

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年3月31日一部改正

令和4年4月1日一部改正

### 大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金 交付基準

補助金の名称	大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金
補助金の交付目的	大津市民生委員児童委員協議会連合会に対して支援することによって、民生委員法第20条に定められた地区ごとの民生委員児童委員協議会全体の連絡調整を図るとともに、各民生委員児童委員の活動を促進し、地域社会の福祉の増進に努めることを目的とする。
補助金の交付対象者	大津市民生委員児童委員協議会連合会
補助対象経費	(1)地区民生委員児童委員協議会会長会および理事会開催の経費 (2)金融機関振込手数料の経費 (3)会長および理事の先進地視察研修参加の経費 (4)民生委員大会の経費 (5)専門部会・研究会活動の経費 (6)ブロック別人権問題研修の経費 (7)地区民生委員児童委員協議会活動の経費 (8)全国民生委員児童委員互助共励事業の経費 (9)全国民生委員児童委員協議会の経費 (10)滋賀県民生委員児童委員協議会連合会および滋賀県社会福祉協議会の経費
補助金の額及びその算定方法又は補助率	(1)132,800 円 (2)30,000 円 (3)1名当たり 15,000 円 (4)150,000 円 (5)160,000 円 (6)250,000 円 (7)1地区当たり 105,000 円 1名当たり 5,400 円 (8)1名当たり 1,900 円

	<p>(9) 1名当たり 700 円</p> <p>(10) 1名当たり 3,000 円</p> <p>上記(1)～(10)のそれぞれの金額を上限とし、予算の範囲の額とする。</p>
補助金交付事業の 開始時期	—
補助金交付事業の 終了時期	令和 7 年 3 月 3 1 日
その他	<p>・ 大津市補助金等交付規則（平成 1 0 年規則第 3 2 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、補助事業に着手した後に行うことができる。ただし、市長が別に定める期限を超過したときは、この限りでない。</p>
様式	<p>大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金交付申請書（様式第 1 号）</p> <p>（1）収支予算書</p> <p>（2）事業計画書</p> <p>大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）</p> <p>大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業変更承認申請書（様式第 3 号）</p> <p>大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業変更承認決定通知書（様式第 4 号）</p> <p>大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業績報告書（様式第 5 号）</p> <p>（1）収支決算書</p> <p>（2）事業報告書</p> <p>（3）領収書等（明細を記したものを含む。）の写し</p> <p>大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金確定通知書（様式第 6 号）</p> <p>大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金交付請求書（様式第 7 号）</p>
担当部署	大津市 福祉部 福祉政策課

様式第 1 号

大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民生委員児童委員協議会連合会事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	収支予算書・事業計画書

大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金交付決定通知書

大福福第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民生委員児童委員協議会連合会事業
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	<p>(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金交付基準の規定を遵守すること。</p> <p>(2) この補助金は、申請による用途以外の用途に使用してはならない。</p> <p>(3) 事業の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出ること。</p> <p>(4) この補助金に係る事業実績は、事業完了後速やかに提出すること。</p> <p>(5) 以上の各号に違反した場合は、補助金の一部または全部の返還を命ずることがある。</p> <p>(6) この補助金に係る予算及び決算並びにその運用に関する書類は、事業完了後5年間保存すること。</p>

大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付決定のあった大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民生委員児童委員協議会連合会事業
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第4号

大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業変更承認決定通知書

大福福第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付の決定をした大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民生委員児童委員協議会連合会事業
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付の決定のあった大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	収支決算書・事業報告書・領収書等(明細を記したものを含む。)の写し

大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金確定通知書

大福福第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付の決定をした大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助事業について、次のとおり大津市民生委員児童委員連合会事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民生委員児童委員連合会事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円



大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名 ⑩

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大福福第 号で補助金の交付の決定のあった大津市民生委員児童委員協議会連合会事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市民生委員児童委員協議会連合会事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	